

発掘調査された官道

西海道内で発掘調査された古代道の遺跡としては、筑前国内の春日市春日公園遺跡・太宰府市前田遺跡などの大宰府—鴻臚館道、筑後国内の久留米市朝妻遺跡の西海道、同市ヘボノ木遺跡の伝馬路、肥前国内の佐賀県神埼町の吉野ヶ里遺跡群や同町迎田遺跡の肥前路などがある。

このうち前田遺跡では、路面幅約九メートル・側溝幅約一メートルの奈良時代の直線道路跡が一五八メートル分検出されている。吉野ヶ里遺跡内の官道は、従来から佐賀平野北部を東西に走る約一六キロメートルの直線道路として想定されていた道の一部である。この道は吉野ヶ里丘陵部では高さ約五メートルの切り通しとなり、道幅約八メートルを計る。官道の両側には奈良時代の掘立柱建物群が広がり、北方約二〇〇メートルには神埼郡家も想定されている。

第四節 律令制下の人々の生活

一 戸籍の編成と豊前国

大化以前の戸籍

大化の革新以前では人民は各地の豪族の私的な支配の下に置かれていたが、大化二年（六四六）の詔によつて人民は公民とされ、国—郡（評）—里という行政組織の下で中央集権国家体制のなかに組み込まれて、国家から直接に把握され支配を受けることになった。戸籍はそのための基本的な台帳であり、公民は「編戸の民」といわれていずれかの戸に編成されることになった。

しかし『日本書紀』には、大化以前にも既に戸籍が編まれていたことをうかがわせる次のようない記述もある。

- 崇神天皇十二年三月……「此の時に當りて、更に人民を校へて長幼の次第、及び課役の先後を知らしむべし」

• 要宗天皇元年五月……「狹狭城山君韓岱宿禰、事謀りて皇子押磐を殺しまつるに連りぬ。」天皇加戮さしめたまふに忍びずして、陵戸に充て、兼ねて山を守らしむ。

• 欽明天皇元年八月……「……秦人・漢人等、諸蕃の投化ける者を召し集めて、國・郡に安置めで、戸籍に編貫く……」

ただ、これらの記述は律令時代になつてから戸籍や計帳の知識で修飾されたものではないかとされ、史実かどうかは疑わしいと考えられている。しかし、欽明天皇（五三九—五七一）のころから一部の屯倉では屯倉の農民（田部）について戸籍を作ることが行われていたらしい。

大化の改新以後の戸籍

- 大化元年（六四五）八月……東国と大和の六県に使者を出して、戸籍の作成を命ずる
- 大化二年（六四六）正月……戸籍・計帳・班田収授の法を作り、五〇戸を里とする
- タクル
九月……諸国に使者を派遣して、全人口調査を行う

- ・天智天皇九年（六七〇）：庚午年籍が完成
- ・持統天皇四年（六九〇）：庚寅年籍が作られる

- ・大宝二年（七〇二）……『大宝令』の戸令によつて造籍
- ・天平宝字二年（七五八）：養老令の戸令によつて造籍される

このように大化の革新後から戸籍作成に向けての本格的な取りかかりがみられる。六七〇年の庚午年籍は日本で最初の全国的な戸籍であり、奈良時代から平安時代初期には氏姓の根本台帳とされた。その後しばらくは全国的な造籍はなく、淨御原令の完成した六九〇年になって、その戸令に基づいて作成されたとする全国的な『庚寅年籍』が作成されたが、これは農民支配の根本台帳であるともいわれる。このあと戸籍を六年ごとに作成していく六年一造が原則となつた。その後、大宝律令・養老令によつて造籍されるが、平安時代になつてからしだいに正確さを欠くと思われる記載や書式の欠落が見られるようになり、十一世紀初頭ごろには造籍も行われなくなつたとみられている。

戸籍の作成と内容 造籍はそれを行う年の十一月上旬から開始して翌年の五月末までに完成するよう定められており、それぞれの国の国司の責任で行われた。しかし実際的には郡司が国司の命を受けて造籍作業の中心となつて里長の補助の下に各戸主に戸口の資料を提出させたと考えられている。戸籍は三通作成し、一通は国衙に保管し、二通は中央に送られて太政官を経申して更に民部省と中務省に送られた。

第3章 律令政治の展開と郷土—奈良・平安時代

(大宝二年豊前国戸籍の一部 戸主丁勝馬手の戸)

戸主丁勝馬手の戸)

戸主丁勝馬手、年肆拾肆歳、 正丁 課戸

男丁勝吳、年拾貳歳、

小子 嫡子

男丁勝赤根、年玖歳、

小子 嫡弟

女丁勝羊賣、年貳歳、

綠女

女丁勝鳥賣、年壹歳、

綠女

從子丁勝卷手、年叅拾柒歳、

正丁

母丁勝細目賣、年陸拾歳、

丁女

妻阿射弥勝布施賣、年叅拾貳歳、

丁妻

男丁勝宇提、年壹歳、

綠兒

弟丁勝小巻、年貳拾貳歳、

正丁

男丁勝宇麻呂、年壹歳、

綠兒

男丁勝宇麻呂、年壹歳、

嫡子

凡口壹拾伍

口壹拾不課

口伍課

受田貳町壹段百七十一歩一
丈

女	男	三歳以下	四十六歳	十七二十歳	二十一六十歳	六十一六十五歳	六十六歳以上
緑	緑	児	小	子	少	丁	正
女	女	次	丁	正	丁	老丁又は次丁	老女又は次女
正女又は丁女	正女又は丁女	耆	耆	耆	耆	耆	耆

その内容については一般的には戸主を筆頭に一行ごとに直系親や傍系親、その妻妾、戸によつて寄口(寄り人)や奴婢を氏・姓・名・年齢の順に記された。奴婢は末尾に列記して所有者が書かれた。身体障害者は

その程度によつて残疾・廢疾・篤疾と記し、また兵士となつた正丁や位階・官職を有する戸口についてはそれも記して、最後に課口(正丁・次丁・少丁)に分けて一戸の人口を総計した。そして末尾にはその戸の受田面積が記された。戸籍の保存は過去五回の三〇年分を行う規定がある。その後は廃棄処分されて写経所などに払い下げられ、裏面が再利用された。

正倉院に残る

古代の戸籍で現存するものは極めて

第8表

九州の戸籍残簡

大宝二年(七〇二)	筑前国鳴郡川辺里
大宝二年(七〇二)	豊前国上三毛郡塔里
同	豊前国仲津郡丁里
大宝二年(七〇二)	豊後国(海部郡)

豊前国戸籍 少ないが、幸いにも九州では豊前・
豊後・筑前各國の郡・里の戸籍の一部(残簡)が残つ
てゐる(第8表)。豊前国の里のそれぞれの位置につ

いては、仲津郡丁里は現在の京都郡の一部に、上三毛郡加目久也里は現在の豊前市の大村・八屋付近に、上三毛郡塔里は築上郡大平村唐原付近に比定されているが、いずれも山国川の左岸から行橋・京都郡の間に位置した村落である。そこで豊前国の戸籍をみるとまず一戸の人数が多いことに気づく(前出の戸主丁勝馬手の戸参照)。最小の人数の一一人から最大人数の八七人までがみられるが、河野房男氏は「北九州においては一戸平均人数は二十三人から二十六人であつたとみてよからう」と述べている(第9表参照)。

こうした戸は郷戸と呼ばれていて、大化二年(六四六)の詔で五〇戸を里とすると定めたのはこの郷戸を指している。河野氏の推算した一戸の平均人数を参考にすれば一里の人数は一一五〇~一三〇〇人ぐらいになる。この郷戸はまた幾つかの消費生活の単位である小家族が集まつたものであり、その小家族を房戸と呼んでいる。小家族(一軒)の人数は発掘された奈良時代の竪穴住居跡からみてもせいぜい五、六人程度と考

第3章 律令政治の展開と郷土—奈良・平安時代

第9表 仲津郡丁里、上毛郡塔里・加目久也里戸籍

豊前国仲津郡丁里戸籍（大宝2年）

1戸人数	受田額
人	町 反 歩
25	3・3・209
15	2・1・171
30	3・7・24
17	2・4・281
15	2・1・171
30	4・1・40
30	4・0・17
11	1・6・188
18	2・5・118
30	欠
16	2・3・46
12	欠
31	4・0・65
22	欠
14	1・8・59
63	欠
15	2・1・171
28	3・5・279
13	1・7・222
22	欠
計20戸-457人	1人受田平均486歩 (1反126歩)
1戸平均22.9人	基準に対する受田の割合 98.8%

豊前国上三毛郡塔里戸籍（大宝2年）

1戸人数	受田額
14	町 反 歩 1・9・17
27	3・7・357
14	2・0・135
22	・不明・
51	・々・
25	・々・
計6戸-153人	1人受田平均 1反147歩
1戸平均25.5人	基準に対する受田の割合 92.2%

同国同郡加目久也里戸籍（大宝2年）

1戸人数	受田額
87	町 反 歩 9・4・46
16	2・0・330
27	不 明
計3戸-130人	1人受田平均 1反42歩
1戸平均43人	基準に対する受田の割合 91.8%

備考

1. 受田平均額-欠・不明の分は除く。
2. 基準額トハ男6歳以上1人2反、女ハソノ2/3ニヨル計算。
3. 大宝2年豊前国ノ受田八年令ニ無関係デ男子ハ1反235歩(595歩)、女子ハホボ男子ノ2/3即チ1反36歩(396歩)ヲ基準ニ授田シタトイフ(虎尾俊哉史学雑誌第63編の10号(昭28. 10) 一班田収授法の研究)。(宇佐市史より)

第3編 古代（奈良・平安時代）

えられ、これが実際の生活単位であつたろうと思われる。

これらの戸籍には秦部という氏を持つ者のほかに勝という姓を持つ人名が多く、このことが特徴的である（第10表参照）。秦部は朝廷で伴造として奉仕していた渡来系氏族秦氏の部民として組織された集団で、力役と貢納によつて奉仕する地方農民であつた。豊前国で秦氏の部民が組織された時期については幾つかの意見があるが、「日本書紀」雄略紀の秦酒公が秦の民を賜り、百八十種勝を率いて庸・調の絹を献上する記事、「姓氏錄」の秦氏が「秦民九十二部、一万八千百七十人」を率いて伴造になつた記事などから五世紀後半が考えられたり、また大和政権がいちおう関西以西の各地に支配権を樹立した六世紀前半代が考えられたりしている。

第10表 豊前国戸籍（大宝2年）

秦部	勝姓				その他の姓	総人数	
仲津郡 丁里	217	丁勝	狹度勝	川辺勝	某勝	27	404
		51	43	31	32		
	160						
上三毛郡 塔里	63	塔勝		某勝		4	131
		55		9			
	64						
加目久也里	26	河辺勝		上尾勝		12	66
		15		13			
	28						
某里	10						10
累計	316	252			43	611	

この表は、昭和33・34両年度におこなわれた正倉院戸籍原本調査をもとに、再整理したものである。

秦部+勝姓の総人数に対する比率は、

丁里94%、塔里96%、加目久也里82%、某里100%で、平均93%にのぼる。（『福岡県の歴史』平野邦雄・飯田久雄著 山川出版より）